

三次市の史跡探訪



高杉城跡（現 知波夜比古神社境内）

備陽史探訪の会城郭研究部会 講師 小林浩二・坂本敏夫 平成10年11月8日(日)

たかすぎ

高杉城跡 (祝城跡, 祝要害跡, 杉山城跡) 三次市高杉町 県史跡 (1984年11月19日指定)

現状 宅地, 畑, 寺社境内地 保存状況 良好

立地 平地 標高173m 比高3m

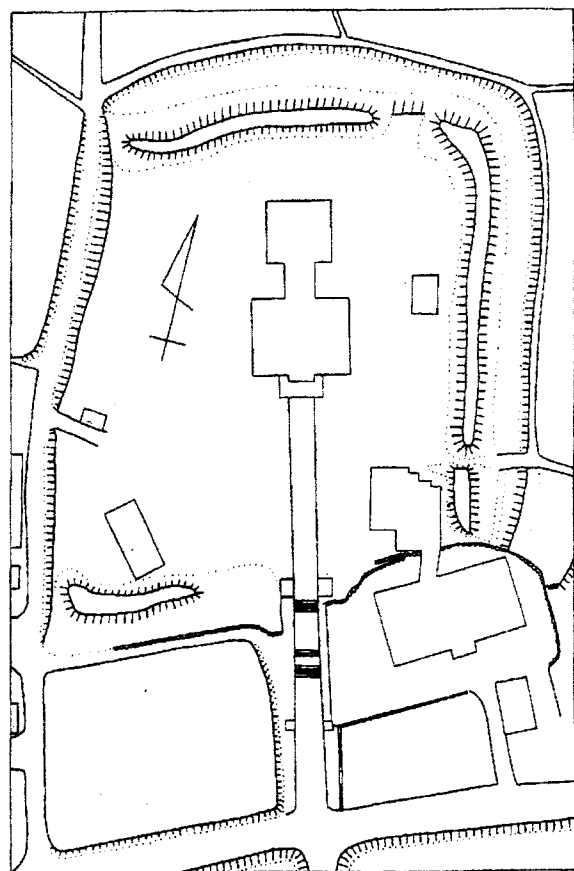
史料 『小早川家文書』472, 『萩藩閩閩録』巻11-2〔浦〕74, 巻28〔渡辺〕17, 巻39〔桂〕3, 巻59〔椋梨〕7・8, 巻88〔山内〕10, 『芸藩通志』巻110・114

参考文献 『広島県双三郡・三次市史料総覧』, 『日本城郭大系』, 『広島県の主要城跡』

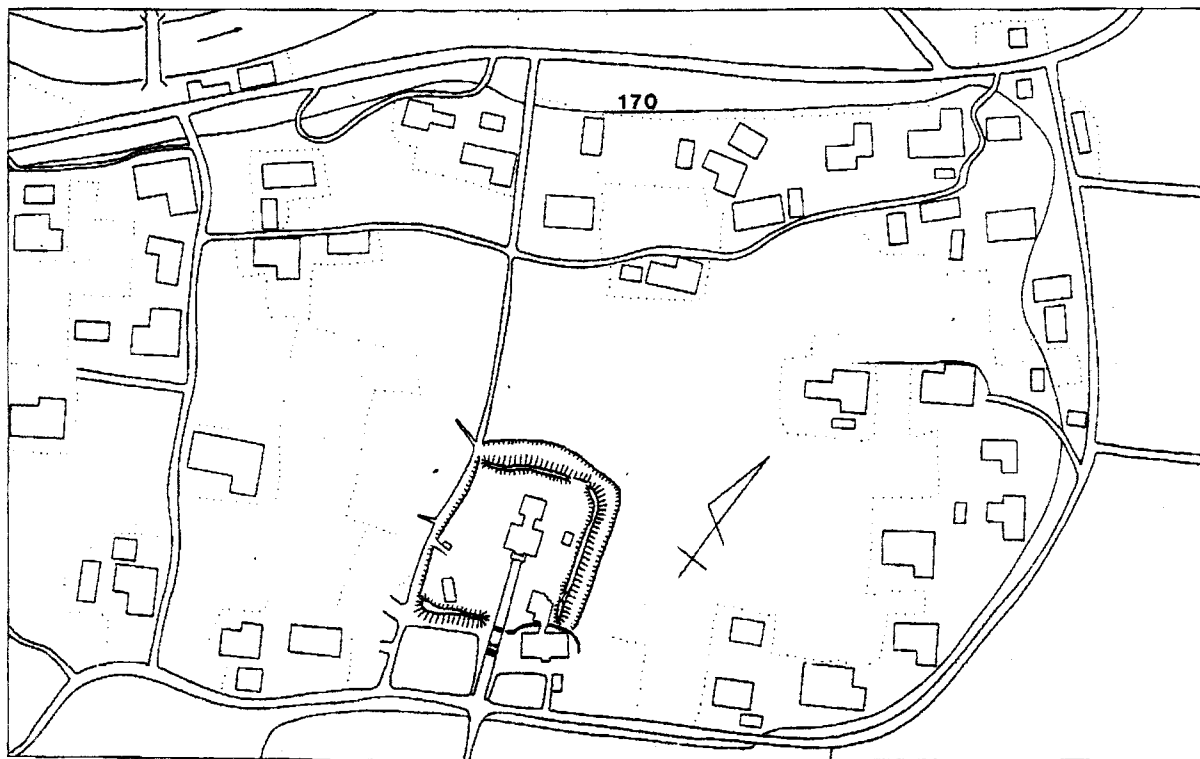
概要

城の範囲は370m×250mの丘陵全体に広がるとも考えられるが, 遺構が確認できるのは知波夜比古神社境内を中心とする70m四方である。境内の周囲に堀と土塁が残存しており, 堀は幅4~5m, 土塁は高さ1~2m, 幅3~4mである。

城主は祝氏と伝えられ, 1553(天文22)年に合戦が行われている。



高杉城跡略測図 (S=1:1,000)



高杉城跡略測図 (S=1:3,000)

三次市史跡探訪行程 (備陽史探訪の会主催、担当、城郭部会)

月日	平成10年11月8日
集合時間	午前7時45分
集合場所	福山駅北口ホテルキャッスル前
経由地	府中、上下、甲奴、吉舎経由
出発時刻	午前8時
	↓
9時	トイレ休憩 (上下中元クリーニング、15分間)
	↓
10時	高杉城趾着 (杉山城趾、知波夜比古神社)
10時30分	高杉城趾発
	↓
10時50分	熊野神社着 (トイレ有り見学時間内に済まず)
11時30分	熊野神社発
	↓
11時40分	尾関山公園駐車場着、(トイレ休憩10分)
11時50分	比熊山城趾登頂開始
	↓
12時40分	比熊山城趾着 昼食休憩
13時30分	比熊山城趾について講師による説明と見学。
14時10分	比熊山城趾下山開始
	↓
14時40分	鳳源寺着 (見学時間内にトイレ済まず事)
15時20分	鳳源寺発 (尾関山公園駐車場)
	↓
15時40分	三次ワイナリー着 (トイレ有り見学時間内に済まず事)
16時30分	三次ワイナリー発
	↓
18時30分	福山駅北口着、解散

県史跡 ^{たかすぎじょうあと} 高杉城跡

- 所在地 ^{たかすぎ} 三次市高杉町383他
- 指定年月日 昭和59年11月19日
- 概要 指定面積 4,648㎡

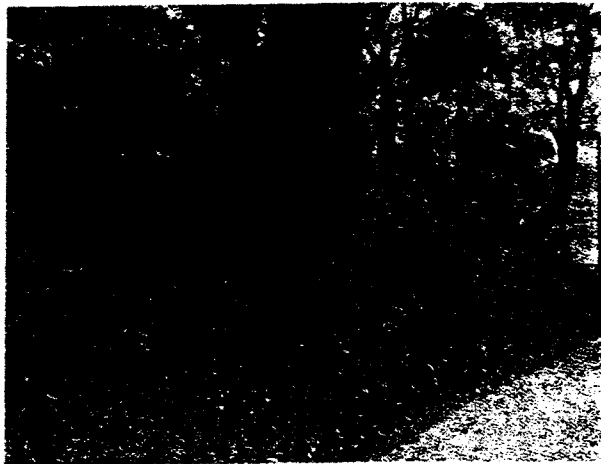
高杉城跡は、三次市街地から東南へ約5kmの馬洗川と美波羅川との合流点近くの水田地帯にあります。標高約170m、水田からの比高3～4mの所に位置し、高杉の河岸段丘を利用してつくられた特異な形式の平城です。この城は別名を祝要害、杉山城ともいい、中世この地方の国人領主であった江田（広沢）氏と関係の深い知波夜比古神社の祝氏が拠ったところで、江田氏の支城です。

この高杉の一帯は、馬洗川や美波羅川による肥沃な土地を利用して早くから開発され、中世に入っても三若町の旗返山城に本居をもつ江田氏の重要な穀倉地帯として重要視されていました。

城の範囲は、現在は民家が建ち城郭らしき景観ははっきりとはしていませんが、当時はかなり大規模なものであったようで、広義には両側を川で区切られた高杉の河岸段丘を掘り切った独立した丘陵上の全域（370×250m）とも考えられます。しかし、遺構がはっきりと見られるのはこの丘陵の南側にある知波夜比古神社一帯で、城の中核部分である「本丸」にあたるかと考えられます。その規模は現在の神社の境内を囲む南北約70m、東西約50mの範囲には土塁があり、その外側には東・西・北の三方に堀が廻っています。

土塁は幅3～4m、高さ1～2mで盛り土したものらしく、部分的には石積みもみられます。堀は幅4～5m、深さ1mで幅広の箱状につくられています。また、堀の底は北西から東南へわずかに傾斜しており、排水が考慮されたことがうかがえます。

堀に囲まれた内部は、現在は知波夜比古神社の境内となっており、本殿が建っていますが、広さは3,000㎡もあり、かつては多くの建物が建っていたと考えられます。過去に堀の底からは鐘の一部が発見され（知波夜比古神社蔵）、また境内の北側からは多量の陶磁器が出土したと伝えられています。

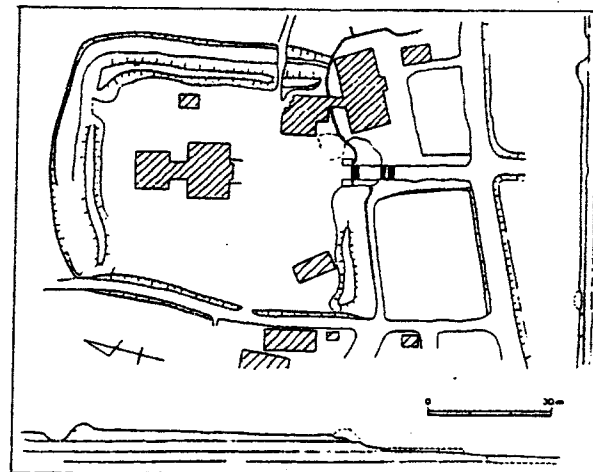


土塁の一部



祝氏墓地

本城跡の築城時期や城主については明らかではありませんが、^{かんのう}観応年間（1350～1352）に知波夜比古神社の社司である祝氏の名が見られるため、これに対応する頃に構築されたものと考えられます。戦国期には江田氏の支城として続いたようですが、^{てんぶん}尼子春久勢と毛利元就勢が対決した際、天文22年（1553）7月23日に、尼子方であったこの城は大内方の毛利元就の兵に本城を攻め落とされ（江田合戦）、祝甲斐守父子は滅ぼされています。



高杉城跡平面図

祝氏の遺跡としては、この城跡の南西約500mのところ^{※1}に祝治部、甲斐、宮内の墓と伝えられる宝篋印塔や自然石からなる墓地があります。また、江田氏の遺跡には向江田町に江田氏の初期の山城である天良山城、三若町には江田氏の本拠である旗返山城があります。

知波夜比古神社の御神像は、同台座の銘によってこの城の陥落の翌年にあたる天文23年（1554）6月に三吉致高、

隆亮父子が泉州堺の仏像製作者に命じて再び造られたことがわかります。また、^{しんぷだ}標札によって弘治2年（1556）4月毛利元就、隆元父子によって本殿が再建されたことがわかります。このように本城跡は、城郭としての機能は失われても神社はすぐに復原され、元の姿は保存されていたことが推察されます。

なお、知波夜比古神社の本殿は市の重要文化財に指定されています。

〈注〉

※1. 宝篋印塔（ほうきょういんとう）

仏教建造物の一つで、本来は仏舎利や宝篋印陀羅尼の経文を納めたが、後には供養塔や墓碑として建てられた。

ち は や ひ こ じ ん じ ゃ ほん で ん
市重要文化財 知波夜比古神社本殿

■所在地 三次市高杉町383
■指定年月日 昭和34年12月1日

神社の由緒や勧請年代については明確ではありませんが、延喜式神名帳の記事からみて、少なくとも平安時代、寛平・延喜の頃（9世紀末-10世紀初め）にはすでに有名な神社が祭られていたことは明らかです。



神社所蔵の古い記録によれば、この神社は昔から杉山城内にあったといわれていますが、おそらく平安末期頃から荘園が増大し、神社は自分の領地を護る必要から神職が領主同様に戦いに備えて武器倉を設け、うまやを建て、周囲に堀をめぐらして次第に城としての形を整えていったものでしょう。

そして鎌倉幕府の終わり頃になると、幕府の任命した地頭職の権力が増大し、大地主などの地方の勢力者は各々城やとりでを構えて武力を蓄え、所領を護るため、いっそう城としての形態を整えなければならなくなりました。そこで、神社の境内よりも城内に神社があるようになったものと考えられます。

このようにして戦国時代の初期を迎え、この頃の神社は神職であった武田甲斐守によって護られていました。しかし、武田氏は神社とこの社領を護るために神社の境内を全く城郭化し、これを「杉山城」と唱え、神職=城主ということになりました。

天文21年(1551)、毛利元就の攻略のために落城し、神社や本殿は兵火のために焼失しました。その後、元就は神の力を恐れ、杉山城とともに焼失したこの神社を再建しようと、遠く三原沖の海底から潮土を運んで本殿の地固めをし、弘治2年(1556)4月工事は竣工し、現在にいたっています。

その後、本殿の粉葺を捨皮葺に葺替え、干木を取り替えたのみでその他は昔のままです。そのほか宝物の一つとして元就自筆の棟札が残っています。

また、知波夜比古神社の建っている境内は、同時に「高杉城跡」として県史跡に指定されています。

祝の城没落之事

同(天文二十二年)七月二十三日元就江田が城、祝の城へ押寄せ、開を攻られたり城の尾崎は吉川勢、左の方は吉田勢、右の方は平賀隆宗、宍戸隆家、熊谷、天野、香川、飯田、巳下の国士、各々攻口を請取、一勢々々桶を突、進て攻上る。

城中には祝甲斐守、同治部大輔を先として、宗徒の兵二百余騎、并に久代修理、死か加勢百騎、其外兼兵等七百五十人擁籠りければ、矢窓を開て敵々に射る。

の一番乗、栗屋弥七郎と名乗、堀を生、抜たる種の本の有けるに取付、えいやつと声をかけて越んとする所を、敵鎧を以て真中寸と突貫ける故、さしも鬼神の様也し栗屋も、真逆に落にけり。

元就父子三人も巳に壁を越堀へ付て直に乘、越んとし給を見て、諸卒堀格子を切破り、攻入んとする所を、敵鎧を揃え鎧を并べて射落し突落し、か共、些も不疼乗、越ければ、城の兵堀裏を堀と引にけり、右の方を屹と見れば平賀太郎左衛門隆宗、籠手脚当迄金の甲を着て、薄仏の様なるか五百余人の真先に進み、青竹に鹿の角を結、付五十余人に持せ、堀へ付と斎しく一度に曳やと引崩し、足をもためず乗、入たれば、真に鬼平賀と号しけるも理り説と、いかめしかりける挙動也。

祝甲斐守等は、甲の丸に引籠り、敵押しれば切出し切出せば押入て、四五度迄は力戦しければ、多勢に無勢計はねは、終に甲の城門をも破られ、一番に乗、入たる、青鹿勢

寄手三重の壁を越、一度に突と堀へ付、所を城中の兵共鎧長刀を以て切落し突、落しける間、さしもの寄手陸奥へ堀と引、後より元春藤の丸に三引兩の旗押立、懸れ々々と下知し給ら間、宮庄次郎五郎元正、今田上野、介経高桂、栗屋、山泉、森脇、境、井。上の士卒、又堀へ付たりければ、城中より又射立突立ける程に、寄手本の所へ引退く。かよりける所に、栗屋弥七郎は唯一人少も不引、当城に切てかより、祝甲斐守、同治部大輔、同長門守、何れも至剛に備て、同し枕に討死せり、是を見て名ある者共こそ義を重んじて切死をもしけれ、雑人原共は辱をも人目をも知、はこそ。吾先にと落行けるを、追詰、追蒐討程に、運るゝ者は稀也けり。

巳上討取頭六百余級の内、百七級は吉田勢、百十一級は元春の手、此中に祝三人の首あり、八十級は平賀、七十級は熊谷、六十三級は宍戸、七十一級は天野、三十五級は香川、六十余級は飯田、山泉巳下、佐藤郡の者とぞ記しける。

其後諸軍勝鬨を取行て、本陣へ打入ける所に、同夜亥の刻許りに、敵高城に火を掛て、山内へ引退けり、元就夫より伊山に陣を居られ、霜月迄対陣し給ければ、江田堀、兼て、同十三日旗返しの城を明て山内へそ含みける、晴久も今は詮なく山内を引払て、粟州へ帰られければ、元就父子も無敵を唱へて芸州へそ帰り給ける

熊野神社

中世三吉氏の本拠のあった比叡尾山の西南麓にある。若一王子または王子権現と称したが明治三年（一八七〇）熊野神社と改めた。伊弉册尊・事解男命・速玉男命・雄略天皇を祀る。旧村社。

雄略天皇に関する伝説があり、「芸藩通志」に「里俗相伝ふ、幼武皇子（雄略天皇）皇都を出て諸国に行き、この村にも住し給ふ（地名王の壇とよぶあり）その時、紀伊熊野神を祈る、帝位を求め給ふ、即位の後、以茅麻呂をして熊野神社を此地に建てしむ、崩御の後天皇をも合せ祭る。」と記し、王の壇についても「伝云、若一王子の坐ませし所なり、王子は雄略帝の御事とす、壇の広さ、方六段、廬舎を建つるを禁ず、建れば災ありといふ」とある。

天文二年（一五三三）焼失したため寛永一六年（一六三九）に写し替えたという棟札に、暦応二年（一三三九）八月「奉再興当社権現一字 大願主征夷大將軍源尊氏公 大老仁木頼章」とある。三吉氏の尊崇を受け、「芸藩通志」には「天文癸巳、村内比叡尾山城主三吉致高、尼子晴久と合戦の時兵火に焼かれ、同乙未に致高重修す、後また修造ありしにや、神殿東西の柱に真鍮を以て塔形を造り、共に弘治二年丙辰二月といふ文字を彫り、西柱に致高、東柱に隆亮の名あり、殿扉には井上高重と記す、天正戊子寄進の大鰐口あり、（中略）承久辛巳より康暦年間の書写般若経を社に蔵す」とある。その後福島正則のとき神田を没収さ

鳳源寺

比熊山の南麓にある。比熊山と号し、臨濟宗妙心寺派。正徳三年（一七一三）の比熊山鳳源禪寺之興起によると、中世の領主三吉氏の館跡に建つこの寺院は、三次藩初代浅野長治が父長晟と先祖代々の菩提を弔うため寛永一〇年（一六三三）に創建、開山は万室、本尊は釈迦如来。三代藩主浅野長澄のときより歳米一〇〇石・齋米三五石が寄せられ、藩廢絶後も当寺は官費をもって修復された。「芸藩通志」に「昔は塔頭に松栲藁・連証院・法仙菴・座禪堂あり今は廢しぬ」とある。境内に浅野長治が長晟の七回忌にあたり建立した神道碑がある。木製の大龜に乗るこの碑文は堀杏庵の撰。比熊山の一部を借景とする本堂裏の庭園は、三次地方随一の名園として知られる。

浅野長治墓 浅野長治（一六一四〜七五）は三次初代藩主。墓は鳳源寺の裏比熊山の南面する中腹、城下が一望できる所にある。長治は延宝三年江戸で死去、遺体は三次へ送られ二月一九日埋葬された。積石塚の前に墓石があり、表面に「従五位下浅野氏故因州大守源長治公碑」、裏面に「延宝三年歲次乙卯正月十九日薨」とある。「双三郡誌」には「昔は朱塗の廟屋あり、碑面の文字は金泥にて染め出し、五十基石灯籠立並びしが、今は其面影を存せず」とある。墓に登る途中に長治の家臣福田藤兵衛の墓がある。「此人鳳源君の葬を送りて吾家にかへらず、即

れたが、寛永一六年（一六三九）浅野長治が本殿を修復し、神田四畝二六歩を寄付した。元禄年中（一六八八〜一七〇四）校倉を造り、石造り鳥居を建立。宝暦八年（一七五八）拜殿を再建。文政五年（一八二二）には藩主が本殿を再造し、明治五年にはさらに修復したという。

近世には原・東酒屋・西酒屋・青河・上志和知・下志和知・上川立・下川立（現三次市）、上板木・下板木・大力谷・出羽庭・福田（現双三郡三和町）の一三カ村の氏社であった。天文一七年三吉致高・隆亮父子が社殿を建立した棟札や、同父子の寄進した本殿の銅板柱金具二枚が残る。また天正八年（一五八〇）三吉隆亮寄進の透銘をもつ銅製釣灯籠や、同年社殿葺替等の棟札もある。社蔵の木造阿弥陀如来坐像は、三吉致高が天文四年寄進したもので、台座裏にその旨の墨書銘が残る。真言宗遮那山土会寺が別当寺で、「芸藩通志」には「或は云、足利尊氏の所建、又棟札に永禄十一年戊辰二月 施主宥慶とあり、これ再建なるべし（中略）今は庵なり」とする。

なお当社の宝蔵は梁間二・八一メートル、桁間三・七三メートル、校倉造で入母屋・棧瓦葺。室町末期から近世初期頃の建築とみられ、県指定重要文化財。床下と軒以上は屋根は後世の改修であるが、校子組と斗拱は当初のままである。四壁の校倉は三角形の材を井桁に組んで材の角を外面に現し、内壁を平にしている。斗拱間の枇杷板に絵があるのが珍しく、図柄は剥落して不明だが胡粉下地に墨で描いている。

此地に留り、廬を結び居けるが遂にこゝに死せりといふ、墓に法名実名を刻み、貞享乙丑八月九日三とあり」（芸藩通志）。

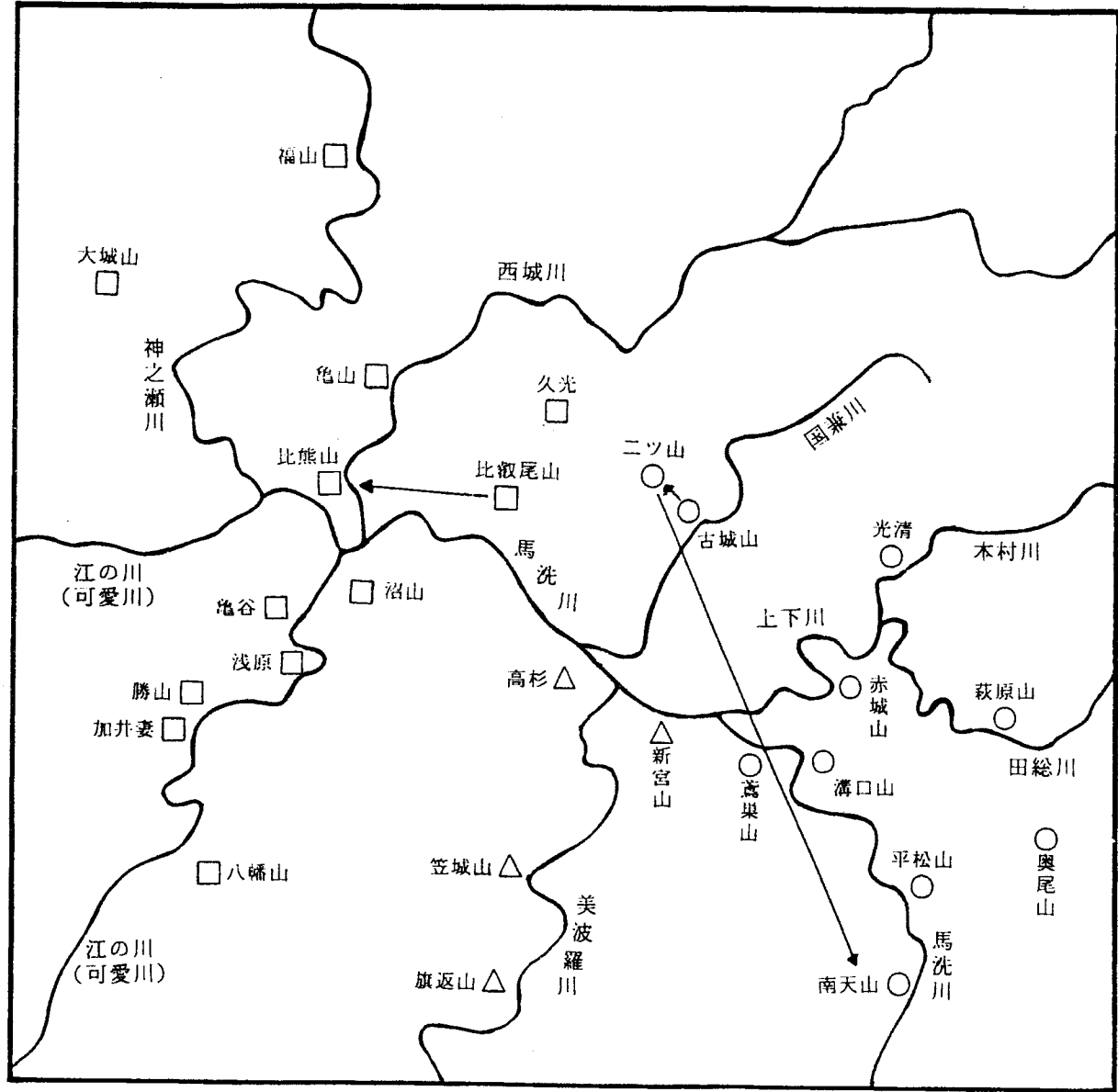
瑤泉院遺髪塔 鳳源寺境内にある。瑤泉院は刃傷事件で有名な播磨国赤穂藩主浅野長矩の室阿久利姫で、三次藩初代藩主浅野長治の第五女。寛文九年（一六六九）三次で生れ、天和三年（一六八三）長矩と婚姻、元禄一四年（一七〇一）長矩切腹後三次藩下屋敷に隠棲し正徳四年（一七一四）六月三日江戸で死去し泉岳寺へ葬られたが、その遺髪が生地三次へ送られ、鳳源寺へ葬られた。寺には阿久利姫入の際三次へ迎えに来た大石良雄手植えの枝垂桜と伝える桜樹がある。

藤田陶庵碑 鳳源寺境内にある高さ一・二メートルの石碑で、明治三年（一八七〇）三次に漢学塾益習館を開いた陶庵の事跡を残すため、彼の死後まもなく門人二九名が、備中国井原の興讓館第二代館長坂田警軒に碑文を請い、建立したものの。陶庵は鳳源寺墓地にある墓碑によれば本名岩村八郎士敬。旧対馬藩士で、文久元年（一八六一）ロシア軍艦の対馬占領事件に関連して対馬を追われたが、慶応年間（一八六五〜六八）再び戻り、藩主に藩政改革を建白して投獄された。その後備中の警軒を訪ねて、その尽力で現比婆郡東城町で塾を開くが、すぐ三次に移り益習館を開校。多くの人材を育てた。

三吉氏関係年表

和曆	西曆	月	事	項	参考文献
平安中期					
建久三年	一一九二	八	藤原行成の四男兼範、安房国より備後国富田庄へ下向という 宇多源氏佐々木秀綱、三吉の地頭職として畠敷村に入り比叡尾山城 を築き、在地名により三吉氏を称す	資料一	
承久三年	一二二一	六	三吉秀綱の子秀方、承久の乱に後鳥羽上皇方へ属し敗死	資料二	
年月不明			承久の乱のち比叡尾山城へ藤原姓三吉氏が入るともいう	広島県史	
元弘三年	一三三三	三	三吉氏、後醍醐天皇の籠る船上山へ入る	太平記	
観応二年	一三五二		三吉弥四郎、浄土寺領上山村・草村・櫃田村を押妨狼藉す	資料三	
延文元年	一三五六		三吉弥七、櫃田村地頭職を乱妨す	資料四	
康安元年	一三六一		三吉掃部助、櫃田村地頭職を押妨す	資料五	
貞治元年	一三六二		三吉氏、足利直冬に従い新市の宮兼信を攻める	太平記	
貞治五年	一三六六		三吉掃部助、櫃田村地頭職を押領	資料六	
応安四年	一三七一		三吉掃部助、櫃田村地頭職を押領	資料七	
応安七年	一三七四	八	三吉式部大夫入道、山内氏の地毗荘に乱入	資料八	
応永十三年頃	一四〇六		三吉入道、將軍足利義持の命に背く	資料九	
永享永正	一四二九、一四一		「永享以來御番帳」に、三吉加賀入道・三吉太郎見ゆ	群書類従	
文安年中	一四四四、一四九		「文安年中御番帳」に、三吉彦三郎見ゆ	群書類従	
康正二年	一四五六	六	「造内裏段錢并國役引付」三吉太郎、備後布野郷段錢を京洛す	群書類従	
応仁元年	一四六七		応仁の乱、三吉氏西軍に属す	応仁記・応仁別記	
文明十五年	一四八三	九	備後の軍勢、山名俊豊に従い備前・播磨へ出陣	備前文明乱記	
長享元年	一四八七	九	「常德院殿様江州御動座當時在陣衆着到」に三吉彌五郎家長見ゆ	群書類従	
永正四年	一五〇七	十一	大内義興、足利義尹を奉じて上洛、三吉氏これに従う	大内氏実録	
永正十三年	一五一六	一	三吉・穴戸氏連合軍、志和地長野城を攻撃	資料十	
永正十三年	一五一六	二	三吉氏の属城志和地八幡山城、毛利興元に攻撃される	資料十一	
大永四年	一五二四	五	大内義興安芸出陣の時、三吉広隆は尼子方として出陣	新裁軍記	
大永七年	一五二七	十一	三吉郷において大内・尼子軍合戦	資料十二	
享録二年	一五二九	五	石見国上出羽の城主高橋興光、三吉氏の属城青屋城へ攻め寄せる	新裁軍記	
享録二年	一五二九	五	毛利元就が高橋氏に援軍して青屋城を攻め落とす	新裁軍記	
天文四年	一五三五	春	毛利軍、三吉上里固屋を切崩す	資料十三	
天文九年	一五四〇	六	三吉隆信の属城三次郡志和地の八幡山城へ尼子軍入る	安西軍策	
天文十年	一五四一	一	尼子氏の郡山合戦敗北を機に三吉広隆大内方に属す	安西軍策	
天文十二年	一五四三	五	大内軍、出雲富田城より敗退	安西軍策	
天文十三年	一五四四	七	府野合戦	萩藩閩閩録	
天文十七年	一五四八	十	三吉致高・隆亮父子、熊野神社殿再建	資料十四	
天文廿二年	一五五三	四	致高・隆亮父子、毛利氏に起請文を出して忠勤を誓う	資料十五	
天文廿四年	一五五五	十	厳島合戦に三吉新兵衛隆信（隆亮二男）従軍	後太平記	
弘治二年	一五五六	三	三吉隆亮、吉川元春に従い石見へ出陣	吉田記・陰徳記	
弘治三年	一五五七	十二	三吉隆亮、毛利氏の軍規肅正の起請文に署名	資料十六	

三吉・江田・和智氏の勢力圏



□ 三吉氏系の城 △ 江田氏系の山城 ○ 和智氏系の山城

寛永十一年	慶長五年	天正十九年	天正十八年	天正十六年	天正十六年	天正十四年	天正八年	天正六年	元龜四年	元龜元年	永祿九年	永祿六年	永祿五年	永祿四年	永祿元年
一六三四	一六〇〇	一五九一	一五九〇	一五八八	一五八八	一五八六	一五八〇	一五七八	一五七三	一五七〇	一五六六	一五六三	一五六二	一五六一	一五五八
十月	五			九	五				四	二	十一	十	十	十	七

三吉広隆、毛利元就に従い石見へ出陣
 三吉元高、豊前国門司の合戦に従軍
 毛利軍出雲の洗骸へ進攻、三吉広隆従軍
 松江の白鹿城落城
 月山富田城落城
 三吉式部大輔元高、毛利軍の出雲進軍に従う
 三吉隆亮・広高父子、毛利輝元に起請文を出し従属を誓う
 広高、天野元政と兄弟の契りを結ぶ
 広高、美作における毛利軍と宇喜多勢の戦いに従軍
 秀吉、毛利に九州討伐の先陣を命ず、三吉元高従軍
 豊前宇留津城の合戦に三吉元高、高名をあげる
 三吉隆亮没、墓所畠敷村光源庵寺
 三吉広高、筑前高祖城に在番
 広高・元高、吉川広家と兄弟の契りを結ぶ
 広高、比熊山城へ移る
 毛利氏防長二国へ移封、広高京都へ移り剃髪、三吉一族離散
 三吉広高、広島にて没す墓所比熊山麓の西江寺

吉田記
 陰徳記・新裁軍記
 陰徳記
 陰徳記
 陰徳記
 資料十七
 資料十八
 作陽誌
 小早川家文書
 萩藩閥閥録
 芸藩通志
 資料十九
 資料二十
 国郡志書出帳
 芸藩通志
 芸藩通志

三吉氏資料

資料一 三次町国郡志書出帳 三吉系譜

藤原行成行成四男三吉祖——兼範——兼宗——兼家——信兼

秀高——光高——高家——家秀——秀明

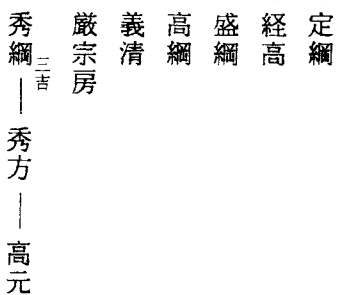
熙秀——豐秀——豐高——致高——隆亮

広高——元高

資料二 三吉鼓家系図

宇多天皇——敦美親王——雅信——扶義——成頼佐々木

経方——為俊——秀義



秀綱 佐々木七郎 号三吉 建久元年九月頼朝公泰平

退治之時依武勇勳頼朝將軍宣下之後同三年八月十五日至備後国三吉被補地頭職依之比恵尾山城ヲ築居住ス

秀方 承久三年後鳥羽院御謀反之時院中ニ謀廻ス于時

六月十四日京合戦討死ス

高元 承久三年六月父討死之時纒二歳 母懷中抱三吉

ヲ立退与州能嶋至成長之後備前国児嶋來テ蟄居

資料三 浄土寺文書 梶原光房奉書

備後國浄土寺雜掌寂明申、塔婆所當國上山村・草村・

積田村等地頭職事、訴状副具書 如此、築地六郎次郎秀國・

三吉鍛冶屋弥四郎以下輩、致押妨狼藉云々、所申無相違者、可退彼妨、若又有子細者、可參決之旨相觸之、載起請之詞、可被注申之状、依仰執達如件

觀應二年六月廿九日 (梶原光房) 散位 (花押)

宮下野權守殿 (盛重)

資料四 浄土寺文書 細川頼之施行状

備後國利生塔雜掌寂明申、當國積田村地頭職事、申状具

書如此、三吉弥七乱妨云々、早止彼妨、沙汰付下地於雜掌、可被執進請取之状、依仰執達如件

延文元年十二月七日

(細川頼之) 右馬頭 (花押)

仁木駿川守殿

資料五 浄土寺文書 細川頼有書下

備後國利生塔雜掌覺也申、當國積田村地頭職事、申状具書如此、三吉掃部助押妨云々、早止彼妨、沙汰付下地於、可被執進請取之状如件

康安元年卯月三日 (細川頼有) 宮内少輔 (花押)

仁木駿河四郎殿

資料六 浄土寺文書 澁川義行書下

備後國利生塔婆所同國積田村地頭職事、三吉掃部助押領云々、太不可然、早莅彼所、任貞和元年十二月三日御寄付之旨、可沙汰付下地於寺家雜掌之状如件

貞治五年五月三日 (義行) (花押) 尾崎加賀守殿

資料七 浄土寺文書 今川了俊書下

備後國利生塔婆所同國積田村地頭職事、三吉掃部助押領云々、太不可然、所詮莅彼所、退押妨、沙汰付下地於寺家雜掌、可執進請取之状如件

應安四年九月十二日 (今川了俊) 沙弥 (花押) 長瀬尾帳入道とのへ

資料八 山内首藤家文書 將軍家御教書案 (足利義滿)

備後國治美庄事、爲山内一族等本領之處、三吉式部大夫入道打入當所及合戦云々、所行之企頗招罪科者歎、所詮、先止合戦、速可仰上裁之旨、可被相觸之、若猶不叙用者、不日可令注進子細之状、依仰執達如件

應安七年八月三日 (山内頼之) 武藏守 判 今河伊与入道殿 (了俊)

資料九 毛利家文書 山名常熙 (時熙) 書状

三吉入道去年之振舞、存外無極候しか共、無野心別心之由を、以對文懇望候之間、閣諸事候て、免除候處に、未用害に楯籠、近所之所領等成其煩候之間、急用害をもちし候て、所領等をも給人に可返之由、申付候之處に、用害破却事、尚以異儀を申候、親類等之霍執など、寄事候条、造意不可然候、破却事重申付候、若無承引候者、可致殊沙汰候、荒説にては候へとも、面々合力候はんするなど風聞候、實事候哉、近年取分申通候、やわかさやうの事候とは覺候へとも、若又三吉をも可有扶持候哉、無隔心承候て、其分を可取死候、但三吉もさのみは異儀申候はしと覺候へとも、内々爲御心得申候、恐々謹言

(應永十三年乙) 六月廿四日 常熙 (花押) 毛利備中守

資料十 萩藩閥閱錄 毛利興元感狀

正月二日(備後)志和知長野(致書)三吉・六戸(元源)押寄候時、城中張出抽忠勳候、神妙之至也、感志之至不知所謝候、恐々勤言

永正十三年正月四日

(毛利)興元 判

中村源次郎殿

資料十五 毛利家文書

三吉致高同隆亮連署起請文

就今度所々忽劇、遂參會、別而申談候、本望候、雖不珍儀候、彌長久得御扶助、分際之儀可致馳走候、自然此半和讓候共、互無御許容、被相糺、不替可申談候、於此旨偽者、可蒙

梵天、帝釋、四大天王、惣而日本國中大小神祇、別而當國一宮吉備津彦大明神、八幡三所大菩薩、梅宮、各神罰者也、仍起請文如件

天文廿二年四月三日

三吉式部少輔隆亮

三吉安房守致高

(花押)

資料十一 萩藩閥閱錄 毛利興元感狀

二月二日、於志和知城切崩、其方一手抽衆軍功之至候、其誓無比類也、仍狀如件

永正十三年二月十三日

興元 判

國司飛彈守殿

資料十二 三浦家文書 仁保興奉合戰注文

一見畢、(義興)
(花押)

昨日廿七、備州三吉郡三吉郷發向合戰之時、興奉郎徒并僕從太刀討討死手負人數注文

太刀討

渡邊源三郎左衛門尉

左衛門尉

飯田主計允左衛門尉

丹下弥七郎左衛門尉

討死

竹下左馬助

手負

松原与一左衛門尉左衛門尉

以上

大永七年十一月廿八日

興奉 (花押)

仁保太郎

陶尾張守殿(因房)

資料十六 毛利家文書

毛利氏親類衆年寄衆并家人連署起請文案

被仰出趣存其旨各言上事

一御家中軍勢狼藉之事、雖被成御下知、無停止候、然間、於向後者、狼藉仕候者事、誰々内者候共、則時可被討果事、

一向後陣拂被仰付間敷候、於背此旨輩者、是又右同前可被仰付事肝要候、爲自今以後之、以連署言上候、右言上之趣 八幡大菩薩、嚴嶋大明神可有御照覽候、仍誓文如件

弘治三 十二月二日

御年寄衆

其外諸御家人

連判

資料十三 萩藩閥閱錄 毛利元就感狀

今度三吉面上里固屋崩之時、高名無比類候、剩被疵候、神妙感悅之至候、仍感狀如件

天文四

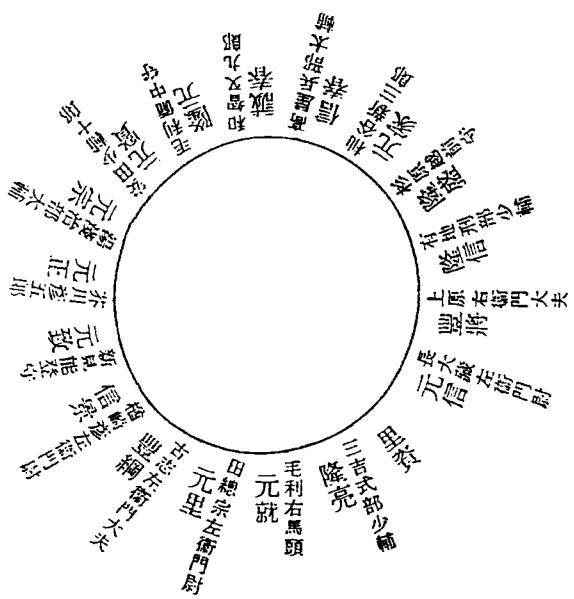
三月廿四日

元就 判

児玉木工丞殿

資料十四 熊野神社社殿造立棟札

礼 聖主中天 伽陵頻迦聲 大願主大梵天王 一切日皆差
奉棟上社頭一字 (轉ニニアリ)
礼 哀愍衆生者 我等今敬禮之 大檀那帝釋天王 羅漢皆斷滿 (海)



一切宿皆賢 諸佛皆威德 奉爲轉輪聖皇 寶祚無窮 國家安全并當社權現 威光自在 倍増法樂 庄內安穩持者 大工佐藤源左右衛門尉直吉
右意趣者 信心之大願主藤原致高 別文且那藤原隆亮 社務藤原高勝 各抽無二懇志 發素願 社家玉井平三右衛門尉直家
以此誠實 吉願我成吉祥 新修造玉殿者也 然者無跡 跡含咲法儀既丁重而耳 依之願主且施等 武運長久 子孫繁昌如□ 築治多田野六郎左衛門尉亮但

于時天文拾七代中拾月二日敬白

資料十七 毛利家文書

三吉隆亮同廣高連署起請文

元就隆元御代以來、分際抽馳走之趣、無御忘却、被仰聞候、向後彌無御隔心、可被懸御目之旨、御神文拝受、忝候、悴家之太悅此事情、勿論此方之儀、猶以自今以後致無二之覺悟、少茂不可存別儀候、於此旨偽者、可罷蒙梵天、帝釋、四大天王、惣而日本國六十餘州大小神祇、別而一宮吉備津彥大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神御罰者也、仍起請文如件

元龜四年卯月十日

三吉太郎廣高（花押）

三吉安房守隆亮（花押）

毛利少輔太郎殿

人々御中

資料十九 大願寺文書 三吉廣高書狀

其已後者不得御意候、切々可申入候、菟角罷成無音心外候、輝元様被成御上洛、一段御仕合可然候事、各御太慶千秋萬歳目出候、頃御下向之由候、肝要之御事候、就中我等事、筑前高祖在番被仰付候、聽而彼方可罷下候、其節彼是可得御意、連々於御神前御丹誠奉頼候、委細又奉 行共可申入候、恐々謹言

（天正十六年）
九月八日

三吉式部太輔

大願寺

廣高（花押）

御同宿中

資料二十 吉川家文書

三吉廣高同元高連署起請文

此御半前之姿御兄弟之可致御契約之通、得貴意候之處、被遂御分別、大慶存候、彌可被懸御目事可忝候、於我等父子茂、聊不可存余儀候、此旨於偽者、可罷蒙日本國中大小神祇、別而者一宮大明神、氏神明御罰者也、仍如件

天正十八年十月十七日

三吉新兵衛尉
廣高（花押）

三吉式部太輔

元高（花押）

廣家様

參

資料十八 天野毛利文書 三吉廣高起請文

此御半自今以後別而無御等閑可得御意候、乍憚御兄弟一篇之致御契約候、無御隔心可被懸御目事、可爲本望之候、勿論於我等茂輝元様隆景不背御下知、分際之儀不可存余儀候、此旨於偽者、可罷蒙

梵天帝釈四大天王、惣而日本國中大小神祇、殊摩利支尊

天八幡大菩薩天滿大自在天神御罰者也、仍誓文狀如件

「天正六」七月廿六日

三吉太郎廣高（花押）

天野少輔六郎殿 御宿所

まいる

比熊山城跡

所在地(三次市三次町上里) 築城年代(天正十六、十九年) 築城者(三吉新兵衛尉広高) 形式(山城)

遺構(郭・土塁・井戸・堅堀・堀切・虎口) 規模(東西五〇〇m×南北二五〇m、標高三三二m、比高一七〇m)

比熊山城は天正十九年に三吉広高が三次市の市街地北方の日隈山に築いた山城で、これまで三吉氏代々の拠城であった畠敷の比叡尾山城にちなんで「日」を「比」に改め、「隈」を「熊」に改めて城名にしたものという。比熊山城が所在する三次市上里一帯は、江ノ川に馬洗川・西城川が合流し、さらに約一km下流で神之瀬川が合流しており、備北における軍事・交通上の要地である。また、これらの河川が天然の壕となり、比熊山城の大手には尾関山城が築かれていた

三吉氏は鎌倉初期にはすでにこの地の地頭職を得ていたといわれている。その後、鎌倉末期から南北朝の争乱にかけては、比熊山城の東方四kmの比叡尾山城を本拠に三次周辺を侵略した。隆亮の時代には八万石を所領したといわれ、備北における強力な豪族であった。

比熊山城は、本丸を千疊敷と呼び、その北側の郭群は築城途中であつたらしく不備な部分が見られるが、平坦な山頂や東側に延びる尾根の地形を巧みに生かした山城である。城の入口には柵形状の虎口を設け、ここから本丸へは階段状に郭を配置し、通路を曲折させたり石段を設けるなど、近世城郭に移行する直前の比較的大規模な城郭であつた。

本丸は図の①で九〇m×五〇mの規模で、東端に櫓跡とみられる三〇m×五m、高さ三mの土壇を設け、西南隅にも櫓跡とみられる方形の壇があつた。⑤の虎口から本丸への通路としては、本丸の東側にある②の郭の下を北に進み、西に曲折する石段のある③の道と、また虎口から②の郭の南側の幅の狭い道を進んで本丸の東南隅に達する道、さらに虎口からすぐ西に下つて本丸の南を⑧の郭を下にみて⑨の郭から直上して本丸の中央部に至る三つの道を設けていた。

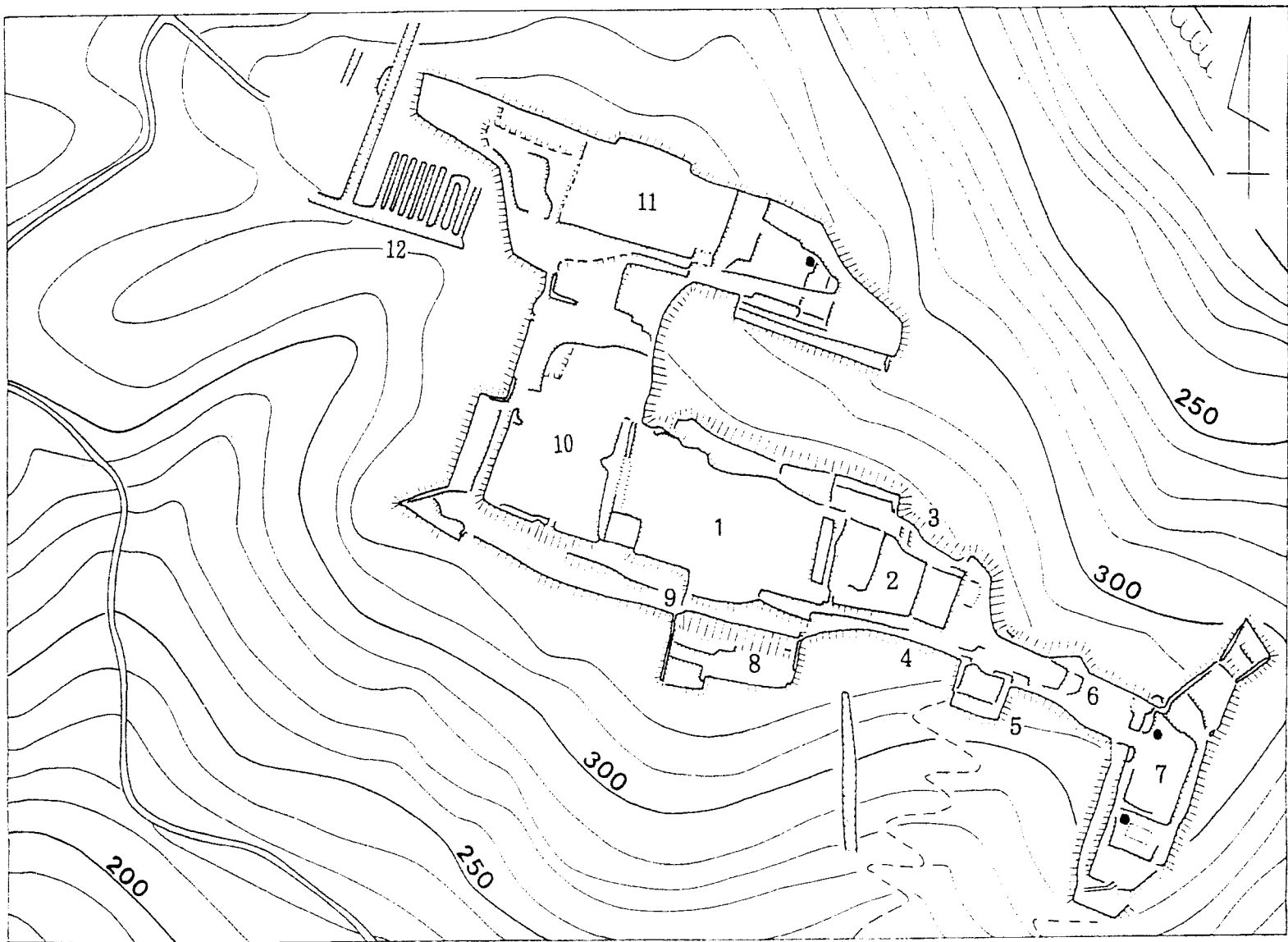
虎口は、東西に土塁を設け、南側は崖とし、つづら折に登ってきた大手道が西南隅に取りついて柵形の構えとなつていた。虎口の東の尾根上には、小郭を設けた④があり、東の郭群との間には土塁と空堀を設けていた。東の郭群の主郭は四〇m×二五mで井戸があつた。尾根はここから南と北に延びて、それぞれ三段の郭を設けていた。

本丸の丘陵の南斜面の⑥には、上下二段の郭があり、その東に堅堀があつた。本丸の西南に位置する⑦も上下二段の郭であるが、築城途中であつたためか、緩斜面を残していた。本丸の西にある⑩は本丸と同規模の郭で、南側と西側を入口としていた。

⑩の郭の北の郭群は、中央の郭は六〇m×四五mあるが、全体的には未完成のようで、西と南側は削平工事の途中の状態である。東側は削平がすでに終了して井戸跡もあり、小さな段と細長い段を設けていた。なお、この郭群と本丸との間には谷が入っており、後世の開墾によって畑となり、原状を失っている。

北の郭群の西には、南斜面に十本の堅堀と、これに直交する大堅堀を設けており、丘陵を分断するために二本の堀切を設け防備を固めていた。

この城は、毛利氏の防長移封に伴い、築城途中で廃城となつた。三吉広高は浪人し药斎と号していたが、その後、広島藩主となつた浅野長晟に迎えられ、寛永十一年(一六三四)に没し、比熊山の南麓にある西江寺に葬られた。(日本城郭大系)



比熊山城跡略測図 (S=1:2,000)